

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社北洋銀行			コード	8524
提出日	2019/6/11	異動(予定)日	2019/6/26		
独立役員届出書の提出理由	独立役員の新任および独立役員の属性・選任理由の変更				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	林 美香子	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	祖母井 里重子	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
3	島本 和明	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
4	窪田 毅	社外監査役	○													○		新任	有
5	野島 誠	社外監査役	○													○	△	訂正・変更	有
6	本間 公祐	社外監査役	○													○	△	訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	・農業や地域再生を専門分野とし、慶應義塾大学大学院の特任教授および北海道大学大学院の客員教授を務める一方、フリーキャスターとしても活躍しております。その多様な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行の基盤である北海道経済の持続的成長および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断しました。 ・なお、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(後掲の独立性判断基準)に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。
2	同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	・弁護士として第一線で活躍されており、また、札幌市人事委員会委員など、諸団体の要職を歴任しております。その豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き経営の健全性の確保および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断しました。 ・なお、後掲の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。
3	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。 ・同氏が現在総長を務める学校法人日本医療大学と当行の間に一般的な営業取引がありますが、学校法人日本医療大学は後掲の独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。	・札幌医科大学附属病院院長や札幌医科大学理事長・学長などの要職を歴任し、2016年4月から学校法人日本医療大学総長を務めております。地域の成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断しました。 ・なお、後掲の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。
4	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。 ・同氏が2019年5月26日まで副知事を務めていた北海道庁の指定金融機関に当行が指定されており、預金や貸出金等の取引があります。しかしながら、北海道庁は、後掲の独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。なお、地方公共団体は、トップである知事や市町村長が民意によって選ばれ、かつその行政事務は住民から選ばれた議会の監視下に置かれることから、合理的な理由なく当行に対して影響力を行使することはできないため、当行と取引関係があっても一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、当行は独立性判断基準において、地方公共団体を「主要な取引先」から除いております。	・北海道庁において、経済部観光振興監や総合政策部長などの要職を歴任した後、副知事を務めておりました。こうした行政での豊富な経験と高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断しました。 ・なお、後掲の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。
5	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。 ・同氏が2014年3月31日まで代表取締役社長を務めていた北海道旅客鉄道株式会社の社外監査役に当行取締役会長石井純二氏が就任しており、また、同社と当行の間には一般的な営業取引があります。しかしながら、同社は後掲の独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。	・出身企業において、代表取締役社長を務めるなど経営の要職を歴任しております。また、財務部門の担当歴が長く、財務担当役員も務めておりました。北海道を代表する企業の経営者としての豊富な経験と財務にかかる高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断しました。 ・なお、後掲の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。

6	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>・同氏が現在常務取締役を務めるほくでん情報テクノロジー株式会社の親会社であり、かつ、同氏が2016年6月28日まで監査役を務めていた北海道電力株式会社の社外監査役に当行監査役藤井文世氏が就任しております。</p> <p>・北海道電力株式会社は当行の発行済普通株式（自己株式を除く）の5.86%を有する株主であり、かつ当行と一般的な営業取引があります。しかしながら、同社は、後掲の独立性判断基準に定める「主要株主」や「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。</p>	<p>・出身企業において、常務取締役札幌支店長など経営の要職を歴任した後、2016年6月まで常任監査役を務めました。北海道を代表する企業の経営に関与された豊富な経験と、監査役を務められた高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断しました。</p> <p>・なお、後掲の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p>
---	--	---

#### 4. 補足説明

<p>&lt;独立性判断基準&gt;</p> <p>当行では、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在又は過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、又はその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、又は使用人をいう。以下同じ）</li> <li>2. 当行の主要な取引先（※1）、又はその業務執行者</li> <li>3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</li> <li>4. 当行の主要株主（※3）、又はその業務執行者</li> <li>5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、又はその業務執行者</li> <li>6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記1～5に該当する者</li> <li>(2) 当行又はその子会社の業務執行者</li> <li>(3) 当行又はその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）</li> </ol> </li> </ol> <p>※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）</li> <li>b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先</li> </ol> <p>※2. 「多額」の定義 過去3年平均で、年間100万円以上</p> <p>※3. 「主要株主」の定義 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主</p> <p>※4. 「重要」である者の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の役員・部長クラスの者</li> <li>・上記3の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者</li> </ul> <p>※5. 「近親者」の定義 配偶者又は二親等以内の親族</p>
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。